

介護職員処遇改善加算について

2022年度「介護職員処遇改善加算」を各事業所で算定するにあたり、2022年4月給与分より「介護職員処遇改善加算」の支給要件につきましては次のとおりとしますのでお知らせいたします。

【支給対象者】

- ・介護職員または介護職を兼務する者

【賃金改善の内容】

- ・介護職員の基本給を、固定給の者は10,000円～20,000円以上、パート職員は時給を50～100円以上引き上げる。
- ・介護職員（正社員）には、年に2回賞与支給額に約50,000円（※）を含めて支給することがある。（令和2年6月、令和2年12月）

※人事考課により変動。

以上により、介護職員の一人当たりの平均賃金が月額約30,000円以上改善される。

支給額については毎年、計画の届出をする際に見直しを行うこととする。また同加算の算定を取り下げた場合、本手当は支給しない。

以上